

●香川県告示第248号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路課において、令和4年9月2日から同月22日まで一般の縦覧に供する。

令和4年9月2日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 道路の種類 県道（一般）
- 2 路線名 石田東志度線（141号）
- 3 道路の区域

| 区 間  | 敷地の幅員<br>(メートル) | 延 長<br>(メートル) | 備 考                              |
|--|-----------------|---------------|----------------------------------|
| さぬき市末字山田693番2地<br>先から<br>さぬき市末字山田680番3地<br>先まで | 8.3~16.8        | 200           | 平成16年8月17日付け香川県告示第577号で変更した区域の一部 |

- 4 供用開始の期日 令和4年9月2日